

秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
第6回子ども・子育て部会 要旨

平成27年2月5日(木) 9:30~12:00  
秋田地方総合庁舎6階 605会議室

【出席者】

(審議会委員) 秋山肇、渡部基、金子賢男、柴田一宏、田岡清、高田知恵子、寺田恵美子、鈴木尚子、武田正廣、渡辺丈夫、山崎純、佐藤リサ子、小玉由紀  
(県) 佐藤健康福祉部次長、信田子育て支援課長、渡辺幼保推進課長

議題

- (1) 「すこやかあきた夢っ子プラン」の次期計画案について
- (2) その他

委員発言要旨

議題(1)について

(高田部会長)

- P D C A サイクルとは何か。

- 事務局

Pはプランや計画、DはD oで実行、Cはチェックで評価見直し、Aはアクションで改善の意味。作っただけ、実行しただけではなく、常に動きをもって計画を実行していくこと。

(武田委員)

- 量の見込の1号認定であるが、自分が関わっている園では2/3が2号認定であるが、会議資料での2号認定教育ニーズと1号認定の割合では納得できない。

- 事務局

この資料は市町村の数字を積み上げ、全県の動向を示したものである。市町村によっては、様々な事情により同じ傾向にならない場合もある。また、示した数字は昨年12月時点のものであり、今後の計画取りまとめ作業の中で数字が変動する可能性もある。

(武田委員)

- 概要から見ると、計画の中では、目標や政策1や2の文言が子育て支援になっていて子どもが出てこない。子ども・子育て支援法の基本指針で示されている子どもの意味についてこの計画の中に示されていないので、内容にも名称にもそれを盛り込むべきである。

- 事務局

計画では子育て支援だけ扱っている訳ではなく、子どもの育ちについては、基本施策の1、2、8で扱っており、子ども支援と子育て支援は両方とも必要との姿勢で計画に書き込んでいる。また、子どもの育ちについては本文20頁の政策1でフォローするなどしているので、ご理解いただきたい。

(金子委員)

- 条例や計画をつくる上で、パブリックコメントはどのような比重を置くものなのか、またパブリックコメントがない場合は募集期間の延長を考えられなかったのか、教えて欲しい。

- 事務局

パブリックコメントは県の権利義務に関する条例や長期計画を策定する際に県民の意見を反映させるために行うもの。どのタイミングで実施するかは様々だが、計画策定の場合は素案の段階で1ヶ月以上の期間を設けて行うのが通例である。策定スケジュールの関係もあることからそこで意見が出なくても県民の意見を聞いたということで、作業を進めている。

(金子委員)

○ 県条例の策定はどのようなかたちで進むのか

● 事務局

パブリックコメントのうち「受動喫煙防止条例の制定に向けた取組が必要である」との意見をどう具体化するか、との質問だと思うが、秋田県では受動喫煙防止条例はないものの、制定済みの条例である健康づくり推進条例やがん対策推進条例に受動喫煙対策や禁煙に関する取組の促進がうたわれ、様々な施策を展開している。

そのようなことから、担当課とのやり取りでは今の時点では新たな条例を制定する動きにはならないのではないかと、との意見もあり、今後更に検討を行い、パブリックコメントへの回答を作成することとしたい。

(田岡委員)

○ 1-4の広域調整について、窓口はどこに置かれるのか、どのような場合が想定されるのか聞きたい。44頁3点検と評価のうち目標指標について毎年度公表していくのか。また、50頁の児童数は人口推計から出したのか。

● 事務局

広域調整は、2号、3号にかかる広域入所を想定したもので窓口は幼保推進課である。従来の広域入所は市町村どうしでやり取りしているが、もめたことはない。

目標指標の公表については、今の計画でも毎年結果を公表しており、次期計画でも同様に公表していくこととしている。

50頁の児童数は、社会保障人口問題研究所の数値や国勢調査等の数値を基に市町村が算出したものである。

(山崎委員)

○ 基本施策1についてだが、秋田県は今後子どもの数が減少していくので、園の運営が立ち行かなくなったり、保育士あまりが生じることが予想される。県としてどう考えているのか。

基本施策2の利用者支援事業について、子育て家庭にニーズがあっても実施者である市町村が必要を感じないと実施に至らなかったり、今までの支援との違い、具体的にどうすればいいか現場の戸惑いがあると思う。具体的な実施方法や評価基準、利用者支援員のあり方など検討事項が多い。県は、事業促進のために市町村職員向けの説明会を開催や啓発事業などにより市町村といっしょにこの事業を育てて欲しい。県では利用者支援事業に関して今時点で具体的な計画があるか教えて欲しい。

● 事務局

認定こども園は親の働き方に関わらず、1号2号3号の子どもが利用できる施設である。認定こども園に移行すると施設運営が大変になるのではないかと指摘だと思うが、秋田市は子どもも施設も多く、小さい町村には保育所が一つしかないなど環境が異なる。特に、保育所には1号の子どもが入れず、保育所が一つしかない町村の教育ニーズにはどう対応するかという問題がある。そういった町村こそ認定こども園化すべきだと考える。そうすれば保育ニーズにも教育ニーズにも対応できる。地域事情を勘案しながら、設置者の意向を聞き、認定こども園を進めていくのが県としてのスタンス。

将来保育士が余るかどうかは、長期的にシミュレーションはしていない。ただ、現在の傾向として少子化で子どもは減ってきているが、保育ニーズは子どもが減る率ほどは減っておらず、微減程度である。中期的には極端に保育士が余る状況は想定していない。将来仮にそういった状況になれば、検討していかなければならない。

利用者支援事業については、26年度は大館市が先行実施している。27年度は4自治体に増えることになる。ワンストップ拠点になるため人材の育成も課題。先行実施の大館市の状況も踏まえ、市町村に働きかけることとしたい。また、新たな類型として母子保健型も示され、来年度全国で150市町村で実施されることになるなど動向も変化していることから、市町村への情報提供を図りながら進めたい。

(金子委員)

- 保育士のシュミレーションをしていないとのことだが、先ほど説明のPDCAにはシュミレーションが入っていないのか、シュミレーションは行うべきであると思うがどうか。
- 事務局  
24頁上に5年間の推計を算出している。保育士は横ばいの状況である。待機児童の解消が至上命題として対応したい。

(小玉委員)

- 施策3-1は子育てと仕事の両立の推進、企業へのサポートが主なものに見える。起業、自営業、農業を継いでいる方、AターンUターンへのサポートはできないものだろうか。企業に勤めている方だけではなく、起業している方へのサポートの充実も考えていただきたい。また、小さな企業は余裕もなく、子育て中の方は肩身の狭い思いをしている。子どもが病気で休めないとよく聞く。
- 事務局  
県では両立支援の取組として100人以下の企業に一般事業主行動計画の策定を働きかけている。計画をつくるだけでなく、パパママ職場訪問事業などを行い実践を促している。子育てしやすい職場づくりのため奨励金を出すなど、取組促進を行っている。

(高田部会長)

- 両立支援策は、小さい事業所にも周知しているのか
- (事務局)
- 周知については、ベビーウェーブアクション表彰のほか、ウェブサイトでのテキストや動画紹介などで取組を行っている。

(小玉委員)

- 起業支援は商工会などでも行っているが、小さな子どもを持つ保護者への支援が何かあればいいのだが
- 事務局  
既存の制度であるが、自営業者にも保育所や一時預かり、ファミサポなどの利用が可能である。また、新しい事業へのヒントになるものがあったら教えて欲しい。

(渡辺委員)

- 秋田県は全国でもいち早く幼保一体の取り組みを進めてきたところだと思うが、今までの認定こども園普及の取組について、県はどう評価しているか  
41頁に認定こども園の認定目標は63園となっているが、幼稚園が全て移行すれば63園に収まらない。少ないのではないか。  
また、24頁に保育教諭、幼稚園教諭の確保計画があるが、63園が目標とすれば人数はもっと増えてしかるべきである。また、幼稚園教諭免許と保育士の資格を持つ保育教諭の確保に苦勞しているの、県としても何らかの確保方策を考えて欲しい。
- 事務局  
評価であるが、1つめ待機児童対策として役割を果たしてきたこと、2つめは認定こども園の認定に向けて教育保育の質が高まってきたこと、が認定こども園普及の成果だと思っている。  
目標数値63園の意味だが、当初、平成の市町村合併前に市町村に1園ずつ設置しようとの経緯があった。今はその後の児童数の減少もあり63園を現在の目標にしている。  
また、認定こども園への移行は幼稚園が主であり保育所からの移行は少ないことから、目標の63園はそんなに少ないものではないと思う。  
人材の確保方策であるが、労働局ハローワークと協議をしているが、就労に結びついていないことは認識している。潜在保育士の掘り起こしと新卒者の確保であるが、踏み込んだ話になっておらず、県としても具体的な行動になっていないため、今後の検討課題である。

(渡辺委員)

- 給与水準が低いことが課題、関東方面に持って行かれる。新制度で若干であるが処遇改善がなされるが県独自の施策があれば良い。兵庫県や茨城県など、認定こども園が普及している県は独自の予算を投入しているので、ぜひ秋田県も先進県として努力いただきたいと思う。

(寺田委員)

- 2つ質問がある。1つめは、働く親の支援で有料の放課後児童クラブと、無料の遊び場である児童センターが現場で並立しており、現場で戸惑いが続いている。今後も同様なのか。2つめは、子どもたちへの対応の質を如何に高めるかに関心があり、研修の仕方が気になっている。支援員研修の実施先はどうなるのか、県からの指導アドバイスはあるのか。また、支援員研修は、児童センターなど放課後子ども教室サイドも参加できるのか。

● 事務局

秋田市の場合は、放課後児童クラブだけではなく児童センターの充実を進めていると聞いており、市町村の判断があると思う。

また、放課後児童クラブに関する県の助成は、従来必要額の8割程度に抑えていたが、新制度のスタートに伴い、平成27年度は市町村に100%交付する方向で予算化したところである。今まで市町村が県の助成額の不足分を自主財源で手当てしたり、保護者への請求に回していたところに余裕が生じることから、その中で充実策を考えて欲しいと思っている。

新制度ではクラブの利用対象は6年生まで拡大するが、急な対応が難しい場合は児童センターや放課後子ども教室にお願いするしかないので、学校の校長に理解を求める必要がある。

また、放課後児童クラブへの従事には一定の資格要件が求められることになった。その資格取得のために研修が必要となり、今後5年間で放課後児童支援員を確保していく必要がある。初年度は300名の研修を実施する方向である。研修はあくまでも放課後児童支援員であり、放課後子ども教室は対象にならない。

○ 議題(2)について

国の予算案及び県の少子化対策にかかる予算案の概要を紹介

(鈴木委員)

- 国の保育士確保プランに関連してだが、保育現場は保育士不足で休憩を取れないほど忙しい。職場の環境の改善が必要である。今は保育士として採用されても長続きしない現状がある。保育士には、この仕事を生涯の仕事として自信と誇りを持って欲しいので、処遇改善も含め、職場環境の改善をお願いしたい。

新制度が4月からスタートするが、保育士の立場としては保育者が保育をすることに幸せを感じられるような制度にして欲しいので、対応をお願いする。

● 事務局

処遇改善については新制度の公定価格でプラス3%の処遇改善加算されたところ。

働く環境の改善については、県では毎年指導監査で保育所に伺う中で、保育士の厳しい労働環境については認識しており、大変難儀をしていることは理解している。指導監査で設置者から話を聞きながら改善につながるような道を探っていきたい。

(田岡委員)

- 先ほど山崎委員から利用者支援について積極的な話があったが、新制度のキーになるのは利用者支援である。市町村の子育て施策が複雑でわかりにくく戸惑いがある。利用者支援は各市町村で当然行うべきではないかと思う。

利用者にとって新制度の目玉になると思うので計画では31年度で16か所であるが全県25市町村が取り組むよう積極的に働きかけていただきたい。

● 事務局

利用者支援に関して、必要性に関しては市町村毎に様々であり、役場の担当者の説明で足りる場合もあり、市町村が置かれた状況に応じて働きかけをしていきたい。

(山崎委員)

- 利用者支援事業の必要性は「担当者の」部分ではなく、親子が日常遊びに行く「ひろば」などでの相談事業で、利用者支援員がその業務にあたるものであり、市町村の規模がどんなに小さくても秋田市のように大きくても、子育て家庭は支援されるべきである。そこに利用者支援の重要性がある。ただその実施は市町村のさじ加減一つであるため、非常に心配している。県でその必要性を伝えるような啓発をしていただきたい。

また、子育て世代包括支援センターは市町村での認知度は低いと思うが、今後このセンターの設置に名乗りを上げそうな市町村の情報があったら教えて欲しい。

- 事務局

子育て世代包括支援センターについては、今年に入ってから出た事業で国から情報に動きがあり次第、速やかに市町村に情報提供をしている。今のところ設置を決めた市町村の情報はないが、一つの市町村からはその内容について照会が来ており、必要性を感じているとの感触を得ている。

また、このセンターの事業が急に決まったことから、国では3月策定の子ども・子育て支援計画にセンターの実施の書き込みが間に合わなくてもよいことになったので、市町村は作業しやすくなったと思う。

(成田委員)

- 来年度実施される事業を見ると保育士の給与アップは3%であり、男性保育士も同様。男性保育士からは、将来の生活設計の見通しが立たない、ちょっと不安とよく言われる。そこで、将来の見通しを立てるために県でも独自の助成を行えないだろうか。

放課後児童クラブでは、来年度の事業として障害児5名につき1人の職員加配というメニューがあるが、5人で1名はとても大変である。障害児は事故になりやすいので、もう少し人数を多く配置できるよう県としても独自の予算措置を検討いただきたい。

障害者手帳がなくても障害に近い子どもたちもおり、その対応に職員が割かれている。4～5時の一番利用者が多い時間帯だけでも配置できるような対応をお願いしたい。併せて、児童相談所が障害に近い子どもを対応できる職員を認定するような制度もつくることを希望する。

- 事務局

保育士の給料は県内でもだいぶ低いことは、県としても認識している。

県は人件費を含め新制度で決めた公定価格により施設にお支払いしている。その先は各施設でお考えいただきたい。放課後児童クラブについては即答はできないが、今後の検討課題としてご意見を承った。

(武田委員)

- 予算資料について、量的拡充と質の改善については1. 1兆円程度かかる。これを4/1から全て実施するという事になっているが、予算は5千億円程度しかない。確保に努めるとあるが、(新制度に)移行する者にとっては非常に不安。確保できなければ(お金が)来ないということなのか。

保育所等整備交付金は、厚労省関係なので、認定こども園の中でも保育設備に限定されているのか。

新制度になると、現在よりも自主財源で負担している市町村がある。県の支援は考えていないのか。

- 事務局

国では当初、消費税10%増税が満年度化した29年度から毎年7千億円をあてる考えであり、そのときの量的拡充と質の改善が、それぞれ4千億円と3千億円と想定していたが、増税が延期された。27年度予算としては5千1百億円程度を確保している。このうち2千億円程度が27年度単年度分の量的拡充である。質改善部分の3千億円については、消費税10%が満年度化した際の7千億円で実施すべき質の改善にあたる分は確保できていると国では説明している。つまり、27年度に必要な分は確保したということ。

消費税が10%になった場合に7千億円が確保されるが、1兆円までは足りないので、その分は確保に努めるという表現を国ではずっとしている。そこをはっきりさせるよう、県からも国に要望しているところ。

(武田委員)

○ 事業者としては、公定価格の加算として質の改善前と質の改善後と示されていて、今回は全て改善したものとしてみなしてよいとされたので、そのための予算は全て確保しているということで理解していいか。

● 事務局

27年度分として必要なのは5千1百億円で、それは確保できている。

また、保育所等整備交付金については、これまで施設整備に活用していた安心こども基金が26年度で廃止され、基金を引き継ぐものとして新たに創設された。同様の交付金が文科省でも予算化される。保育所と認定こども園に対応し、補助内容は安心こども基金と同じ。

(武田委員)

○ 今と同じ仕組みだとすれば、幼保連携型認定こども園は内閣府の管轄になるが、省庁を越えて補助金を使うことができない。内閣府所管の施設には施設整備補助はないのか。

施設型給付については、市町村で大幅な持ち出しをしているので、県として支援する予定はないのか。国から交付税算入された額だけで、県単独で上乗せはしないのか。

● 事務局

認定こども園の所管は内閣府となっているが、保育所等整備交付金については、文科省と厚労省とでそれぞれ予算措置しており、そちらに申請することになる。

県予算については、市町村が独自に補助しているものに対しては、県としては特段補助する予定はない。この件について指導助言もしておらず、各自治体の判断に任せている。

県として対応すべきものは、幼稚園に関して地方単独費用分として予算計上している。これまでの水準を下回らないようにしてほしいとの国からの要請があり、これに対応した県予算としている。

(渡部委員)

○ これまで5回の部会を経て徐々にわかってきた。

名称案の「すこやかあきた夢っ子プラン」についてもいいと思う。

子ども・子育てについては、計画目標に子どもが健やかに成長できるようにと、表現されており、この表現でいいのではないかなと思う。

また、子育て世帯包括支援センターの整備は大事かなと思う。県の施策を市町村に伝えるには、市町村への理解が必要だが、バラバラだとわかりにくい。PDCAを行うにあたっては、県としても把握しやすい。改善を吸い上げることはすこやかあきた夢っ子プランを進めていく上でも大事なものだと思う。

児童クラブや児童館と小学校との関係であるが、週1で支援員が配布物を持って来る際に様子を確認すると小学校で危惧する子どもは大変だなあと感じる。小学校ではサポーターの活動により目立たないとも思うので、放課後の活動にサポーター的な方が参加することも望ましいのではないかな。

障害の表記であるが「害」をひらがなで表すことが多くなってきている。計画の完成に向けて害の表記の仕方を確認いただきたい。

(柴田委員)

○ 今日は切実な提言要望があったと思うので、現場のみなさんの声を組み入れて施策をつくって欲しい。

現在、弁護士会で子どもの貧困問題についてプロジェクトチームを作って検討しているところである。この場ではないかもしれないが、子どもの貧困問題を解決しないとこの計画が絵に描いた餅になるので、県でも力を入れて欲しい。

(秋山委員)

- 計画には「地域」がなかなか出てこないなど地域の教育力の視点が薄いように思う。計画の基本施策8にある小中高の確かな学力とは何かわかりにくいように思う。また、今後学校では道徳教育も始まり和合一体等の考え方も欲しい。計画には高校生も含めたものとして欲しいと思う。

(高田部会長)

- みなさんの協力でここまでやってこられたことに深く感謝する。  
このプランは全ての子どもを健やかに、社会的養護についても今後考えていかなければならない、重要な課題、子どもの貧困、全ての子どもが、秋田で健やかに育つ、県民全員で守っていくことを発信していくことが重要、みなさん一人ひとりを伝えることも重要と思う。  
プランの内容ですが、本日頂いたご意見をもとに、事務局で修正することになりますが、文案については、私の方に御一任頂ければありがたいが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(高田部会長)

- それでは、本日の案件は全て終了しました。

【終了】